

幼稚園教育要領改訂後の教員養成の在り方

— 三つの幼児教育施設の関係性と小学校との接続から —

坂 井 莉 野 ・ 萬 司

Appropriate States of Teacher Training after revision of “National Curriculum Standard for Kindergarten”

-from a perspective of connection between three different institutions for preschool education and primary school institutions-

Rino Sakai ・ Tsukasa Yorozu

概要：2017年（平成29年）3月に告示された『幼稚園教育要領：文部科学省』（以下『教育要領』）は、同年告示の『保育所保育指針：厚生労働省』（以下『保育指針』）及び『幼保連携型認定こども園教育・保育要領：内閣府・文部科学省・厚生労働省』（以下『教育・保育要領』）の3歳児以上の内容を共通して改訂された。本稿は、この共通性に着目し改訂内容や今後の方向性を考察するものである。そして、『小学校学習指導要領：文部科学省』と関連させて、新課程における幼稚園教諭等の教員養成の在り方について言及する。

キーワード：幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼児教育において育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿、幼児教育におけるカリキュラム・マネジメント、幼児教育の段階における「見方・考え方」

1. 三つの幼児教育施設の歴史的経緯

戦後の幼児教育は、1947年（昭和22年）教育基本法・学校教育法・児童福祉法等の制定を受けて学校教育体系に幼稚園を、児童福祉法にもとづく施設として保育所を位置付けることからスタートする。その後、1956年（昭和31年）『教育要領』と1965年（昭和40年）『保育指針』の通知、2014年（平成26年）『教育・保育要領』の告示となり、2015年（平成27年）「子ども・子育て支援新制度」の実施へとつながっていく。この歴史的経緯のなかで『教育要領』『保育指針』『教育・保育要領』が互いに関連・影響している。

(1) 『教育要領』変遷の概要

(前身：1948年（昭和23年）『保育要領 -幼児教育の手引き-』 文部省)
制定：1956年（昭和31年）『幼稚園教育要領』 所管：文部省
第1次改訂：1964年（昭和39年）所管： 同
第2次改訂：1989年（平成元年） 所管： 同
第3次改訂：1998年（平成10年）所管： 同
第4次改訂：2008年（平成20年）所管：文部科学省
第5次改訂：2017年（平成29年）所管： 同

1956年（昭和31年）『教育要領』には前身があり、1947年（昭和22年）『小学校学習指導要領』等と連動するように通知された1948年（昭和23年）『保育要領 -幼児教育の手引き-：文部省』がある。これを基に8年後の1956年（昭和31年）に『教育要領』が制定され、6領域「健康」「社会」「自然」「言語」「絵画制作」「音楽リズム」を示し、学校教育として計画的・組織的な取組みを求めるものとなった。

第1次改訂1964年（昭和39年）からは文部省告示となり、『教育要領』は小学校学習指導要領などと同様に法的な拘束力を持つことになる。

第2次改訂1989年（平成元年）は25年の歳月を経ての改訂となり、「環境による保育」を基本理念として「子ども中心の保育」へと転換した。これを受けて5領域「健康」「環境」「人間関係」「言葉」「表現」を示し、以降第5次改訂まで継続することになる。第2次改訂では、教員の役割は幼児の自発的活動を促す環境を構成することと解釈され、「指導者」ではなく「援助者」とすることから自由放任的な保育が問題となった。

第3次改訂1998年（平成10年）は、前改訂時の誤解や社会・環境の変化を受けて第2次改訂の内容を原則継承しながら、「教員の指導性と子どもの主体性」のバランスを図るものとなった。さらに、「地域に開かれた幼稚園」「家庭との連携」「子育て支援の視点」「教育課程に係る教育時間の終了後の教育」が示された。

第4次改訂2008年（平成20年）は、戦後初の2006年（平成18年）教育基本法や2007年（平成19年）学校教育法などの教育関連法の改正を受けたもので、「預かり保育の内容に関する留意点」「小学校との連携」などが示された。また、『保育指針』と同時改訂としたことで、より一層共通性を増したとも言える。

(2) 『保育指針』変遷の概要

前身：1950年（昭和25年）『保育所運営要領』厚生省児童家庭局編、1952年（昭和27年）『保育指針 ¹⁾ 』厚生省児童局編	
制定：1965年（昭和40年）『保育所保育指針』	所管：厚生省
第1次改訂：1990年（平成2年）	同
第2次改訂：1999年（平成11年）	同
第3次改訂：2008年（平成20年）	所管：厚生労働省
第4次改訂：2017年（平成29年）	同

1965年（昭和40年）『保育指針』にはいくつかの前身があり、1948年（昭和23年）『児童福祉施設最低基準』にはじまり、厚生省児童課程局編による1950年（昭和25年）『保育所運営要領』、1952年（昭和27年）『保育指針²⁾』がある。

1965年（昭和40年）『保育指針』が、『教育要領』と比べて制定が遅れたのは戦後の救貧的施設として保育所が発足したことと関係すると考えられる。また現場の受け止め方は、保育内容のガイドラインが通知されたとして拘束性についての認識は低かったようである。

第1次改訂1990年（平成2年）は25年ぶりの改訂で、前年の『教育要領』改訂に影響を受けていると推測できる。この改訂では、第1に乳児保育の需要の高まりから年齢区分「6か月未満」を新設したこと、第2に3歳未満は発達の段階や特性から領域の内容を提示しなかったこと、第3に3歳以上は『教育要領』と同様に5領域となったことである。特に、5領域による内容整理については、これ以降『教育要領』との共通性を強めるきっかけになったと考えられる。年齢区分と保育内容（領域）の改訂内容については、【表1】参照のこと。

第2次改訂1999年（平成11年）も、前年の『教育要領』改訂に影響をうけていると推測でき、養護と教育の一体化がさらに図られ、核家族化や少子化による家庭や社会の変化に対応する内容となった。特徴として、第1は内容を養護と教育を区分したこと、第2は保育士の研修の重要性を示したこと、第3は地域の子育て支援を担う機能を求めたこと、第4は乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・無認可（認可外）保育施設などにおいても『保育指針』への準拠を求めたこと、などが上げられる。

第3次改訂2008年（平成20年）は、『教育要領』と同時の改訂となり、さらにガイドラインとしての「通知」から『教育要領』と同様の法的拘束力をもつ「告示」とし、内容の大綱化を図った。その具体は、第1に年齢区分に対応して8章構成であった「保育内容」を1つの章にまとめたこと、第2は「保育課程」を「保育計画」の上位概念として位置づけ「自己評価」を加えるなどして保育の質の向上を求めた

こと、第3は小学校との連携を求めるとともに幼稚園と同趣旨で「保育所児童保育要録」の作成と送付を義務づけたことである。こうした改訂の方針は、『教育要領』との共通性をさらに明確にし、幼児教育に関する施設の差異を無くそうとする意図が強く感じられる。

【表1】年齢区分と保育内容（領域）の改訂内容

年齢区分	保育内容（領域）	
	『保育指針』1965年	第1次改訂（1990年）以降
6か月未満		領域による提示なし
1歳3か月未満	生活・遊び	
1歳3か月 ～2歳まで		
2歳	健康・社会・遊び	
3歳	健康・社会・遊び・言語	健康・人間関係・環境・言葉 ・表現
4歳	健康・社会・自然・言語	
5歳	・造形・音楽	
6歳		

(3) 『教育・保育要領』変遷の概要

「子ども・子育て支援新制度」のスタートを控えて幼保連携型認定こども園の保育内容として、2014年（平成26年）『教育・保育要領』が内閣府・文部科学省・厚生労働省の所管のもとで告示された。

『教育・保育要領』の基本的な方針は、第1に『教育要領』『保育指針』との関連を図ること、第2に『教育・保育要領』としての固有性を明確にすること、第3に小学校との連携を前提とすることなどが推測される。これは俯瞰的な見方をすると、『教育要領』を基盤にして『保育指針』の内容を加味したともいえる。そして『教育・保育要領』は、「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の各こども園においても準拠するものとしている。

2. 2017年（平成29年）告示『教育要領』の改善のポイント

2017年（平成29年）告示『教育要領』の改善には、大きく2つのポイントがある。

第1は、『教育要領』『保育指針』『教育・保育要領』が同時改訂されたことである。これは、我が国の幼児教育の方向や内容を統一する強い意図が感じられる。

第2は、その中で3歳児以上の内容を共通にしたことである。本項では、これについての論考である。

今回2017年（平成29年）の改訂は、戦後初の教育関連法の改正を反映したと考えられる。前回2008年（平成20年）の改訂は、幼稚園を除く全ての校種の学習指導要領に教育関連法の改正に伴う内容がすでに盛り込まれていた。しかし、『教育要領』にはその内容が盛り込まれず、同年改訂の『保育指針』においても同様であって。その理由として、小学校以降の校種の改訂は数年の移行期間を設けて全面実施に至るのが一般的であるが、幼稚園は告示後速やかに全面実施となることが影響したと推測する。この違いは、小学校以降の校種が、児童生徒の在籍期間の区切り、「児童・生徒指導要録」の改訂、教科用図書（いわゆる教科書）の検定が伴うことなどから、時間的・予算的猶予が必要になるためと考えられる。さらに、2008年（平成20年）の改訂は『保育指針』と同時進行したため、厚生労働省などの他の所管との調整が必要だったとも考えられる。こうしたことから2017年（平成29年）告示『教育要領』は、2008年（平成20年）で反映しきれなかった部分を他の校種を追いかける形で改訂したと考えられる。

ここでは、2017年（平成29年）告示『教育要領』において教育関連法改定と関係する重要ポイント3点について、第4次改訂2008年（平成20年）『教育要領』及び『小学校学習指導要領』などから考察する。

(1) 幼児教育において育みたい資質・能力³⁾

2017年（平成29年）『教育要領』では、幼児教育において育みたい資質・能力について【表2】のように示した。これは初出の内容である。

【表2】「幼稚園教育において育みたい資質・能力」 （※下線、筆者）

- | |
|---|
| (1)豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「 <u>知識及び技能の基礎</u> 」 |
| (2)気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「 <u>思考力、判断力、表現力等の基礎</u> 」 |
| (3)心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「 <u>学びに向かう力、人間性等</u> 」 |

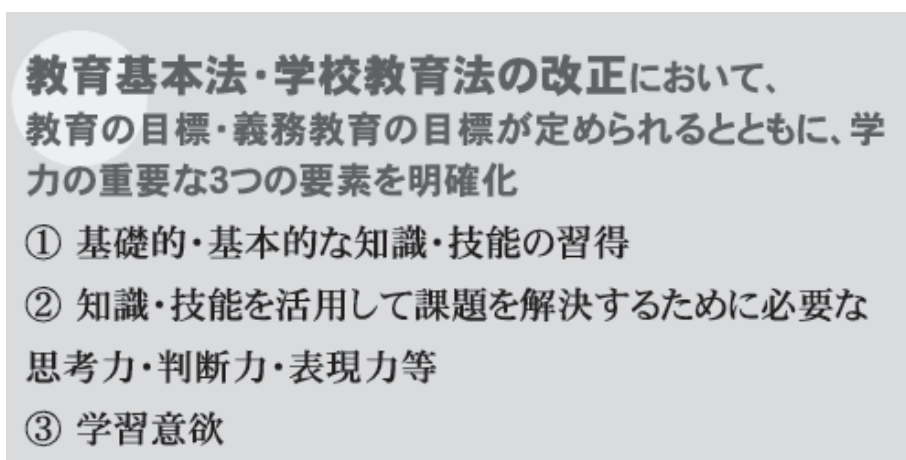
これら「育みたい資質・能力」は『保育指針』『教育・保育要領』にも同様に示され、幼児教育の目標が明確かつ共通に示されたことを意味する。ところがこれは、2008年（平成20年）告示の全ての校種の『学習指導要領』にはすでに示されているもので、例えば『小学校学習指導要領』には【表3】のように示されている。

【表3】2008年（平成20年）『小学校学習指導要領』に示される資質・能力（※下線、筆者）

<p>第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針</p> <p>1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。</p> <p>学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、<u>基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力</u>をはぐくむとともに、<u>主体的に学習に取り組む態度</u>を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。</p> <p>—以下、略—</p>

また、2008年（平成20年）1月発行のリーフレット『中央教育審議会答申 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について「生きる力」「理念」は変わりません「学習指導要領」が変わります』（文部科学省2008：2）には、【図1】のように示されている。これは「学校教育法第30条第2項⁴⁾」にある「学力の重要な3つの要素」を、教育の目標として学校教育全てに共通に位置付けたものである。

【図1】「生きる力」リーフレット（抜粋）



**教育基本法・学校教育法の改正において、
教育の目標・義務教育の目標が定められるとともに、
学力の重要な3つの要素を明確化**

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な
思考力・判断力・表現力等
- ③ 学習意欲

このように幼児教育において育みたい資質・能力とは、第4次改訂 2008 年（平成 20 年）で盛り込めなかった内容を、2017 年（平成 29 年）で告示したと考えられる。これによって学校教育全体を網羅し完結したことになる。その一方、教育関連法の改定との関係において、学校教育体系と異なる『保育指針』にも同様に示したことにより、教育の目標の画一化などへ異議を唱える一因になっているとも考えられる。

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、2017 年（平成 29 年）『教育要領』では【表 4】⁵⁾ のように示している。

【表 4】 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目

- | |
|--------------------------|
| (1) 健康な心と体 |
| (2) 自立心 |
| (3) 協同性 |
| (4) 道徳性・規範意識の芽生え |
| (5) 社会生活との関わり |
| (6) 思考力の芽生え |
| (7) 自然との関わり・生命尊重 |
| (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 |
| (9) 言葉による伝え合い |
| (10) 豊かな感性と表現 |

以上は『保育指針』『教育・保育要領』にも共通に示され、前述(1) 幼児教育において育みたい資質・能力とともに画一化へ異議を唱える一因となっている。しかし、小学校以降の学校教育との関係性から考えると、「指導と評価の一体化」に基づく「学習評価」と関連していると推測できる。

ここでの「学習評価」とは、「学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する」⁶⁾ という、いわゆる【目標に準拠した評価】である。これは、各教科等の「目標」について「評価の観点」を定め、指導した内容に対する分析的な評価を実施するもので、これが『観点別学習状況の評価』の基本的な概念である。以上は、2008 年（平成 20 年）の改訂で「学力の重要な 3 つの要素」を示した各校種の学習指導要領等ではすでに実施され、学校現場でも「学習評価」の改善と充実が図られてきた。

しかし幼稚園は、小学校以降各校種の学習指導要領に示される「各教科」「道

徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」による指導ではなく、「健康」をはじめとする「5領域」による指導を主としている。そのため、例えば「幼児教育において育みたい資質・能力」を目標とし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を評価の観点とすることで、幼児教育における「学習評価」を実施することが考えられる。そのため、今後「幼稚園幼児指導要録」⁷⁾が改訂され、現状の「指導に関する記録」が5領域に基づく項立てがどう変更されるかに注目する必要がある。

(3) 幼児教育におけるカリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントの実施を求める意図は、現代社会のニーズに応じた教育活動への速やかな対応が迫られていることに主因がある。カリキュラム・マネジメントにおいて「評価」という文言が用いられ説明されるが、前述(2)で用いた「学習評価」とは目的や対象が異なる。

第1に、各幼稚園等で設定した教育目標を達成するために、下位目標(ねらい)の設定、それに基づく教育活動の内容や方法、教育活動を推進するための組織、などが計画されるが、その振り返りを目的としている。

第2に、実践の過程で「評価活動」を設定するが、カリキュラム・マネジメントで重視するのは「評価結果への価値判断」と「その対応策」である。この二点を組織全体で共有することでカリキュラム・マネジメントが機能する。そこで、こうした過程でPDCAサイクルの確立が有効と言われている。

第3に、「地域に開かれた幼稚園」「家庭との連携」「子育て支援の視点」と関係し、園外の人的・物的資源をどう活用するかという課題への対応である。園内だけで完結しない教育活動が一般化しようとしている現代社会で、やや不安定な人的・物的資源を各年度で有効活用するにはマネジメント力が必要となるからである。

こうした経営的視野で園全体を把握し、めまぐるしく変化する社会のニーズに応じた教育活動を展開する必要が求められている。このことから、カリキュラム・マネジメントの発想が提言されたと考えられる。

3. 幼児教育の段階における「見方・考え方」

2017年(平成29年)改訂の小学校をはじめとする全ての学習指導要領では、児童生徒が各教科等の特質に応じて学習対象を捉える視点や道筋を「見方・考え方」と定義し、全ての教科等の目標に位置付けた。⁸⁾そして、児童生徒が身に付けた「見方・考え方」によって、新たに取得した知識と関連付けて深く理解したり、必要な情報を精査し受信

- ・発信したり、課題の解決方法や自分なりの価値意識を考えたりすることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ろうとしている。

幼児教育の段階における「見方・考え方」とは、心動かされる体験を重ね、遊びの発展や生活範囲が広がる中で環境との関わり方や意味に気付いたり、これを取り込もうとして諸感覚を働かせながら試行錯誤したり思いを巡らせたりすることである。このような「見方・考え方」を働かせることは、幼児の主体的活動である遊びを中心とした指導において、今後、重視されることになる。

小学校の教科指導との接続を勘案して「体育」や「音楽」における「見方・考え方」を参照し、幼児教育の領域における「見方・考え方」の指導を検討する。

(1) 小学校：「体育」と幼稚園：領域「健康」から

小学校：「体育」と関連ある領域の一つとして「健康」が上げられる。『教育要領』には、各領域のねらいは相互に関連をもちながら次第に達成に向かうもの⁹⁾と示されていて、集団やグループで活動する場合において「人間関係」「言葉」などと関連することはあらかじめ考慮しておきたい。

「体育や保健の見方・考え方」について、「小学校学習指導要領解説 体育編」¹⁰⁾では、【表5】次のように説明している。

【表5】小学校学習指導要領解説 体育編「体育の見方・考え方」（※下線、筆者）

<p>体育の見方・考え方とは、<u>「生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること</u>」であると考えられる。 - 中略 -</p> <p>体育科においては、<u>「見方・考え方」を働かせる学習過程を工夫することにより、体育科で育成を目指す資質・能力がより豊かになり、体育科の目標である、「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」の育成につなげられることを目指すものである。</u> - 中略 -</p> <p>運動やスポーツとの多様な関わり方ができるようにする観点から、<u>運動やスポーツに対する興味や関心を高め、技能の指導に偏ることなく、「する、みる、支える」に「知る」を加え、資質・能力の三つの柱をバランスよく育むことができる学習過程を工夫し、充実を図ることが大切である。</u> - 以下略 -</p>
--

「健康」に関する調査等で、現状の課題として子どもの体力が低下傾向にあるこ

とが継続してあげられている。つまり、運動が苦手な子ども、運動に意欲的ではない子どもが急増している傾向がある。その現状は、テレビゲームやスマートフォンなどの利用増加から身体機能を使わない遊びが増えていることや、安全管理の観点から外遊びに制限を加えていることなどが上げられる。このことにより、戸外での活動機会が減るとともに運動量も減少し、さらに身体の各機能の成長への影響も指摘されている。これは、生理的機能が成熟しないという2次的問題を示唆するものである。

子どもには、身体を動かすワクワク感やドキドキ感、失敗して悔しいという思い、達成できて嬉しいという気持ちにつながるような「遊ぶ力」を育成することが重要である。それには、子どもが自由に遊ぶことができる環境を保証し、生き生きと遊ぶなかで身体を動かす楽しさを覚えることで、幼児期の段階における「体育の見方・考え方」が育まれ活用されたいと考える。重要なことは、子どもにとって遊びは身体機能を向上させる活動であり、満足感や達成感が得られる環境を整えていくことである。こうした「体育の見方・考え方」を意識した学習内容と過程の工夫を行うことは、「生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」の育成につながっていくと考える。

ここで幼稚園：領域「健康」から具体を検討すると、まず、1ねらいの「(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。」「(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。」次に、2内容の「(4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。」「(5) 健康な生活のリズムを身に付ける。」「(8) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。」「(9) 危険な場所、危険な遊び方、災害などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。」などの指導との関係があると考えられる。これらを指導する上で、子どもたちには様々な遊びを通して「すること」だけではなく、「見て」、「支えて」、「知る」という「見方・考え方」を活用していくと考える。こうして、身体を動かすことの楽しさや喜びを味わい、健康や安全への意識を育むことにつながると考える。

(2) 小学校：「音楽」と幼稚園：領域「表現」から

小学校：「音楽」と関連ある領域の一つとして「表現」が上げられる。前項(1)で指摘されているとおり、各領域のねらいは相互に関連をもっていると考えられることから、歌ったり演奏したりする場合などにおいて「人間関係」「言葉」などとの関連は考慮すべきである。

「音楽的な見方・考え方」について、「小学校学習指導要領解説 音楽編」¹¹⁾では、【表6】次のように説明している。

【表6】小学校学習指導要領解説 音楽編「音楽的な見方・考え方」（※下線、筆者）

音楽的な見方・考え方とは、「音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること」であると考えられる。 - 中略 -

「音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え」とは、音や音楽を捉える視点を示している。音や音楽は、鳴り響く音や音楽を対象として、音楽がどのように形づくられているか、また音楽をどのように感じ取るかを明らかにしていく過程において捉えることができる。音楽科の学習では、このように音や音楽を捉えることが必要である。その支えとなるのが、音色、リズム、速度、反復、呼びかけとこたえなどの音楽を形づくっている要素を聴き取ることと、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取ることである。 - 以下略 -

これは、学習指導要領の改訂に当たり「音楽的な見方・考え方」について、2008年（平成20年）学習指導要領で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である〔共通事項〕¹²⁾と深い関わりがあることを示唆している。そのため、全ての音楽活動において〔共通事項〕を支えとして、音や音楽を聴き取り感じ取ったことと、自分の思い浮かべたイメージや「ドキドキする」「悲しい感じがする」などの感情と照らし合わせる場面で、自分の思考が行き来することで「音楽的な見方・考え方」が育まれ活用されると考えられる。

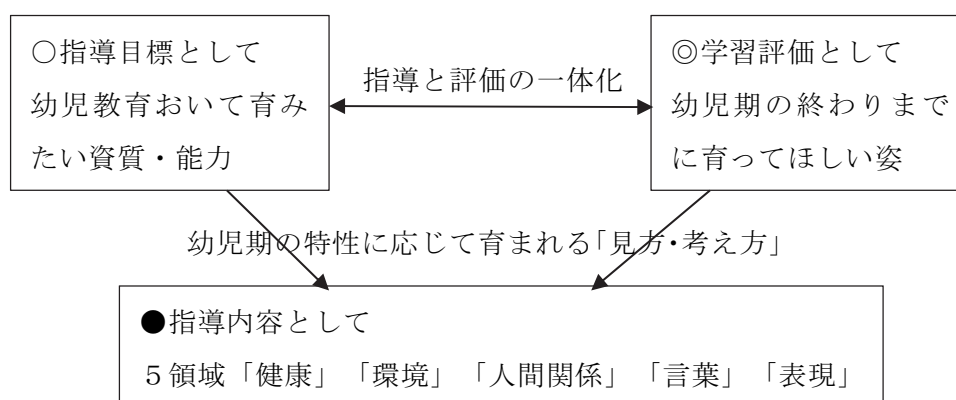
これを幼稚園：領域「表現」で具体を検討すると、2内容の「(2) 生活の中で美しいものや心を動かす出来事に触れ、イメージを豊かにする。」「(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。」「(8) 自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。」などの指導との関係が考えられる。「きれいだな」「すごい」などと心動かされる音楽活動を体験し、その音楽活動から「楽しい」などの心情が芽生えるような指導を計画することが、ますます重視されると考える。

4. 結論：新課程における幼稚園教諭等の養成の在り方

2017年（平成29年）の改訂は、三つの幼児教育施設で3歳児以上の指導内容を共通にしたことによって、「学校教育の始まり」としての役割を明確にした。こうして、教育の目標や指導内容はどの幼児教育施設においても同じということになった。さらに各施設で展開される指導は、学校教育と同様で指導目標や指導内容、学習評価の「指導と評価の一体化」が求められると予想される。

こうした場合、幼児教育において「指導内容」は5領域を柱とするが、小学校の教科指導との関連性・連続性を踏まえ発達の段階や特性に応じた指導が必要となる。その一方「学習評価」については、小学校以降での教科指導を中心に集約される「児童指導要録」とは異なる「評価の観点」が必要になると考える。これらの関係性は、下記【図2】のように考えられる。

【図2】指導目標、指導内容、学習評価の関係性



今後、幼稚園教諭等養成校では、幼児教育における学習指導を展開するための基礎的な基本的な能力が身に付けられるよう、理論と実践が有機的に関わるカリキュラムを開発する必要がある。例えば、「幼稚園幼児指導要録」等の記録作成を意図して、学習評価への理解と方法論を対象とする内容の習得は必須となるだろう。さらに詳細には、指導案等の作成指導において養護の占める割合が大きい乳児と教育の割合が大きくなる幼児とでは、目標や項目、指導内容などの相違を踏まえ、実際に即した指導が必要になるだろう。

そこで、「教職課程コアカリキュラム」に基づいた指導内容を効率的に配列し利用すること、これを実践する能力が身に付けられるよう養成校の特色を生かしてシラバスを編成することが急務である。一方、文部科学省が対応を求める「教職課程コアカリキュラム」は、養成校の指導内容やシラバスを画一化し、主体性を奪う危惧がある。この兼ね合いをどう図るかも大きな課題である。

【註】

- 1) ここでの『保育指針』は、冒頭「保育所保育指針」の省略した表記ではなく、当時の正式名称を示している。
- 2) 前1)に同じ
- 3) 各要領・指針の表記は、「幼稚園教育要領」では【幼稚園教育において育みたい資質・能力】、「保育所保育指針」では【保育を通じて育みたい資質・能力】、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」では【幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力】となっている。
- 4) 「学力の重要な3つの要素」の具体は、以下3カ所の下線部のことである。

【学校教育法 第4章小学校 第30条2】

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」

- 5) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の全文は以下の通り。

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う

中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

6) 文部科学省 2010年『小学校、中学梗、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）』の内容を参照。（※下線、筆者）

1 学習評価の改善に関する基本的な考え方について

(1) 一略一

①きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。—以下略—

7) 「幼稚園幼児指導要録」と同様のものは、保育所では「保育所児童保育要録」、幼保連携型認定こども園では「認定こども園子ども要録」となる。

8) 例示として、2017年（平成29年）『小学校学習指導要領』の各教科の目標を以下にいくつか示す。（※下線、筆者）

国語：言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

算数：数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

図画工作：表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

家庭：生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

9) この根拠は『教育要領』の次の内容による。（※下線、筆者）

第2章 ねらい及び内容

この章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。—中略—

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。—以下略—

10) 文部科学省ホームページでの閲覧（2018.2）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afiel_dfile/2017/07/25/1387017_10_1.pdf#search=%27%E5%B0%8F%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98%E8%A7%A3%E8%AA%AC+%E4%BD%93%E8%82%B2%E7%B7%A8%27

11) 文部科学省ホームページでの閲覧（2018.2）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afiel

dfile/2017/10/13/1387017_7.pdf#search=%27E5%B0%8F%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%AD%A6%E7%BF%92%E6%8C%87%E5%B0%8E%E8%A6%81%E9%A0%98%E8%A7%A3%E8%AA%AC+%E9%9F%B3%E6%A5%BD%27

12) 〔共通事項〕と「音楽的な見方・考え方」については、小学校学習指導要領解説 音楽編について、次の記述がある。（※下線、筆者）

② 〔共通事項〕の指導内容の改善

中央教育審議会答申において、「学習内容を、三つの柱に沿って見直す」とされたこと、「『見方・考え方』は、現行の学習指導要領において、小学校音楽科、中学校音楽科で示されている表現及び鑑賞に共通して働く資質・能力である〔共通事項〕とも深い関わりがある」とされたことなどを踏まえ、次のように改訂した。

〔参考文献・引用文献〕

文部科学省 2008『幼稚園教育要領』 同発行

文部科学省 2008『幼稚園教育要領解説』 同発行

厚生労働省 2008『保育所保育指針』 同発行

厚生労働省 2008『保育所保育指針解説』 同発行

文部科学省 2008『小学校学習指導要領』 同発行

文部科学省 2008『小学校学習指導要領解説 音楽編』 同発行

文部科学省 2008『小学校学習指導要領解説 体育編』 同発行

武藤隆 民秋言 2008『ここが変わった、NEW 幼稚園教育要領・NEW 保育所保育指針』
フレーベル館

宍戸健夫 2009『実践の目で読み解く新保育所保育指針』 かもがわ出版

文部科学省国立教育政策研究所 2011『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料【小学校 体育】』 同発行

文部科学省国立教育政策研究所 2011『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料【小学校 音楽】』 同発行

内閣府・文部科学省・厚生労働省 2014『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』 同発行
内閣府・文部科学省・厚生労働省 2014『幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説』
同発行

池田祥子・友松諦道 2014『戦後保育 50 年史「保育制度改革構想」』日本図書センター

文部科学省 2017『『幼稚園教育要領』 同発行

厚生労働省 2017『保育所保育指針』 同発行

内閣府・文部科学省・厚生労働省 2017『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』 同発行

Appropriate States of Teacher Training after revision of “National Curriculum Standard for Kindergarten”

-from a perspective of connection between three different institutions for preschool education and primary school institutions-

Rino Sakai · Tsukasa Yorozu

This monograph prospects directivities of the future of preschool education, based on historical transitions of “National Curriculum Standard for Kindergarten”.

It analyzes the themes of “Fostering the growth of natural endowment and faculties” and “Fostering the growth of ten different aspects by the end of childhood” that are mentioned in “National Curriculum Standard for Kindergarten” announced in 2017、 in reference to “National Curriculum Standard for Elementary Schools”.

It also gives the regions of “Health” and “Expression” into concrete shape.